

○もんま委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会させていただきます。

本日の会議に、のむらパターンソン委員から欠席する旨の届出がございます。

それでは会議を進めてまいります。

初めに、令和5年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、議案第4号、議案第10号、議案第11号及び報告第1号の以上5件につきまして、理事者から説明を願います。

○熊谷総合政策部長 議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算、及び議案第4号、令和4年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算につきまして、補正予算書で御説明申し上げます。

まず、議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算につきましては、国際交流活動基金積立金など96事業で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ65億3千479万7千円を追加しようとするものでございます。

本委員会の所管に係りましては、補正予算書22ページから29ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしております事業のうち、22ページの2款総務費では、1項8目の公共駐車場事業特別会計繰出金で942万8千円、9目の公共交通事業者等緊急支援金で1千479万4千円、14目の財政調整基金積立金で108万9千円、15目の減債基金積立金で512万8千円、4款衛生費では、ページ飛びまして26ページの4項1目の下水道事業会計負担金で59万円、27ページの8款土木費では、4項1目の空港対策費で1千500万円、5項1目の駅前広場管理費で654万円、駅周辺地区管理費で7万円、28ページの9款消防費では、管理事務費で1千792万3千円、29ページの13款職員費では、給料及び諸手当で3億2千987万3千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。歳入につきましては、ページ戻っていただき、16ページから21ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、16ページの7款地方交付税で、7億125万1千円、17ページから19ページの17款国庫支出金のうち、17ページの2項1目3節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、9億8千237万9千円、18ページの2項5目の土木費国庫補助金で750万円、19ページの19款財産収入で108万9千円、21ページの21款繰入金のうち、1項23目の減債基金繰入金で161万4千円、22款繰越金で16億3千795万1千円、24款市債で21億6千805万6千円をそれぞれ追加し、21款繰入金のうち、1項1目の財政調整基金繰入金で8億7千718万9千円を減額しようとするものでございます。ページ戻っていただき、4ページ及び5ページの第2表繰越明許費補正では、8款4項の空港対策費、及び空港整備費を繰越明許費として追加しようとするものでございます。次に、5ページ及び6ページの第3表債務負担行為補正では、5ページ、サーバ室ラック関連設計構築業務委託料、6ページ、令和5年度分施設維持管理業務等委託料につきまして、債務負担行為を追加しようとするものでございます。7ページの第4表地方債補正では、都市計画事業など3件の限度額を変更しようとするものでございます。

次に、議案第4号、令和4年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ152万円を追加しようとするものでございます。その内容といたしましては、ページ飛んで、41ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款事業費に、駅前広場駐車場運営費で60万円、公共駐車場運営費で92万円をそれぞれ追加しよ

うとするものでございます。これらの財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、3款繰入金で942万8千円、4款諸収入で9万4千円をそれぞれ追加し、1款事業収入で800万2千円を減額しようとするものでございます。ページ戻っていただき、12ページ、第2表の債務負担行為では、旭川市7条駐車場指定管理料、旭川駅前広場駐車場運營業務委託料につきまして、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○片岡総務部デザイン行政改革担当部長 議案第10号、旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、説明いたします。

令和5年4月1日付で行う組織改正に伴い、新設する三つの部の事務分掌を定めるなど、旭川市事務分掌条例等の一部を改正するものです。最初に、いじめ防止対策推進部、いじめ防止対策推進課を市長部局に、1部1課で設置いたします。次に、行財政改革推進部を設置し、行政改革課、情報政策課、公共施設マネジメント課を所管いたします。最後に、女性活躍推進部、女性活躍推進課を1部1課で設置いたします。これらの変更に伴いまして、関係する部の分掌事務を整理するとともに、関連する条例について所要の改正をしようとするものであります。条例の施行日は令和5年4月1日としております。

以上です。

○和田総務部長 議案第11号、指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定に関し、議会の議決を得ようとするもので、旭川市7条駐車場の指定管理者に、株式会社旭川振興公社を指定し、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間、その管理を行わせようとするものでございます。指定管理者の選定の経過につきましては、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づき公募を行い、応募者からのプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、選定したところでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○松尾消防長 消防本部が本議会に提出しております、報告第1号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

本件は消防自動車の交通事故に関わるものでございまして、本年1月9日、上川郡鷹栖町南1条3丁目の施設におきまして、救急出動中の救急自動車が、患者を搬送するため施設を出発しましたところ、施設内の花壇に接触し、花壇を損傷したもので、その損害賠償の額を21万5千600円と定め、2月3日に専決処分をさせていただいたものでございます。なお、市の過失割合は100%でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○もんま委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思いません。

議案の説明に関わりまして出席している理事者の方々は、退席していただいて結構でございます。それでは、次に進めさせていただきます。

報告事項についてを議題といたします。

まず、「旭川市中心市街地活性化基本計画【改定版】（素案）」に対する意見提出手続の実施結果について、及び、「旭川駅周辺かわまちづくり計画（素案）」に対する意見提出手続の実施結果について、以上の2件について、理事者から報告を願いたいと思います。

○三宅地域振興部長 初めに、「旭川市中心市街地活性化基本計画【改定版】（素案）」に対する意見提出手続の結果につきまして御報告申し上げます。

昨年12月19日から本年1月24日までの約1か月間、本素案に対する御意見を募集いたしました。その結果、配付させていただいております資料にありますとおり、個人35人から36件の御意見をいただいております。いただいた主な御意見は、買物公園への来街に向けた動機づけや、大成エリアの特色を生かしたにぎわいづくりなど、中心市街地活性化のための個別具体的な取組や、施策展開に関するものであり、いずれも素案の方向性に沿ったものであることから、素案の変更は行わず、原案の内容のとおりとし、いただいた御意見は今後の事業推進の参考とさせていただきます。なお、意見提出手続の結果につきましては、総合庁舎や市内各支所など、資料配布場所及びホームページにおいて公表いたします。

今後につきましては、旭川市中心市街地活性化基本計画改定版の案を作成し、旭川市中心市街地活性化協議会からの意見聴取を経て、令和5年3月末の策定を予定しております。

続きまして、「旭川駅周辺かわまちづくり計画（素案）」に対する意見提出手続の結果について御報告申し上げます。昨年12月19日から本年1月24日までの約1か月間、本素案に対する御意見を募集いたしました。その結果、配付させていただいております資料にありますとおり、個人5人から5件の御意見をいただいております。いただいた御意見は各種計画との整合や、かわまちづくり支援制度に関するもの、河川を活用したサイクリングロードやアクティビティのほか、ランニングやイベントの充実に関するものであり、いずれも素案の内容に沿ったものでありますことから、提出のあった御意見による素案の変更は行いませんが、今後の事業推進の参考とさせていただきます。なお、意見提出手続の結果につきましては、総合庁舎や市内各支所など、資料配布場所及びホームページにおいて公表いたします。

今後につきましては、旭川駅周辺かわまちづくり懇談会での意見交換を経て、令和5年5月に国土交通省に計画の登録申請を行い、本年、早ければ8月から9月の時期を想定しておりますが、計画の登録を受け、計画を決定する予定であります。

以上となります。よろしく願いいたします。

○もんま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○もんま委員長 ないようですので、この件に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

それでは次に進めさせていただきます。

旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）結果について、理事者から報告を願いたいと思います。

○川邊総務部総務監 旭川市における公契約の基本を定める条例に関連して実施した、労働者賃金等の実態調査について、令和4年度の調査結果を御報告申し上げます。

報告の前に、資料について若干説明がありますので申し上げます。御手元の資料のほう、2ペー

ジの11行目を御覧いただきたいと思います。2ページ11行目に、平均賃金が時給換算で1千400円以上という記載がございますが、1週間前に委員の皆様事前に参考配付した資料において、ちょっと数字に誤りがございまして、平均賃金が時給換算で1千円以上というふうに誤った記載をしておりました。本日、正式に配付した資料については、正しい数字となっておりますけれども、この点についてこの場を借りてお詫びを申し上げます。

それでは、報告のほうに移らせていただきます。

まず、1ページの調査概要を概括的に御説明いたします。今回の調査は、昨年9月9日から10月28日に実施し、前回同様、市が発注した設計金額500万円以上の工事を受注した元請事業者とその下請事業者を対象とし、相手方の負担にも配慮して、1社に複数の対象工事がある場合、最も請負金額の高いものに絞って行うこととしております。

調査対象者は昨年4月から8月の間に1日以上工事に従事した、設計労務単価で定める51職種に該当する労働者とし、役員や現場代理人等は対象外としております。調査した賃金は基本給、通勤手当などの基準内手当、過去1年間に支給された臨時の賞与や現物支給、時間外手当であります。集計件数ですが、回答が寄せられた元請、下請を合わせた212社から、調査対象の労働者がいない45社を除く167社、659人、また、この中から21社を抽出し、聞き取り等により経営状況や賃金支給の考え方、労働需給など定性的な実態も捉えるようにいたしました。

結果の内容は2ページから5ページにお示ししておりますが、主なものを御説明申し上げます。

まず、2ページ、(1)労働者の平均賃金ですが、労働者全体で、1日当たり1万4千341円で、設計労務単価で定められた51職種中、今回は30の職種について回答を得ております。前回調査は1万3千682円なので、659円、率にして4.8%の増加となっております。次に、

(2)賃金水準の最低と最高の比較であります。同じ職種であっても、特殊作業員では2.6倍、普通作業員では2.9倍など、12の職種で2倍以上の差が開いておりました。3ページの(3)では、年齢では40代から50代、また経験年数が長い労働者の賃金で高い傾向が確認され、一つ飛んで、(5)の元請、下請の関係では、比較ができた9職種中、平均賃金で元請が下請を上回ったのは、普通作業員の1職種で、残りの8職種は下請が元請を上回る結果となりました。4ページ

(6)の設計労務単価との関係では、先ほど申し上げました平均賃金1万4千341円は、設計労務単価の加重平均額2万834円の68.83%に当たり、前回の70.36%から1.53ポイント減少しましたが、個別の職種で見ると造園工は90%、交通誘導員Bが90%など、11職種で7割以上というふうになっております。以降、6ページから22ページにかけて調査結果の詳細を、23ページから25ページには、21社の聞き取り調査の主な意見を記載しております。聞き取りした事業者からは、ほぼ全事業者で賃金を上げたという回答を得ており、理由としては、大規模工事の請負による給与への反映、あるいは作業員の雇用の確保のため、こういったものであります。また、総じて、意見の中では、やはり人材不足である状況ですとか、コロナ禍や資材高騰などの影響と併せて、非常に厳しい経営環境にあるということがうかがえたところであります。

以上、調査結果についての御報告とさせていただきます。

○もんま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言等ございませんか。

○石川委員 おはようございます。

毎年、この労働者賃金等の実態調査について質疑させていただいているので、今年も、さばさば

した性格なので、短めに質疑したいと思います。

この集計件数が、一昨年の228社、811人から、昨年は143社、594人と大幅に減りましたが、今年度は167社、659人と、やや持ち直したかなという感があります。労働者の平均賃金を見ますと、対象労働者全体の加重平均で1万4千341円と、前年度と比較して、659円の増額となっておりますが、全ての職種における平均賃金が時給換算で、昨年度は1千200円以上でありました。私が最初に、いただいた資料を見たとき、1千円以上というふうになっていたのですが、昨年に比べて200円も減っているのです、なぜこんなに減ったのかなと思ったのですが、今、報告にありましたように、1千円ではなくて1千400円の誤りだったということですね。以後、こういったことは気をつけていただきたいと思います。

そこで、元請と下請の比較を見ますと、平均賃金で元請が下請を上回っていたのは、昨年度を見ますと、特殊作業員、軽作業員、運転手（一般）、配管工の4職種でありましたが、今年度は普通作業員の1職種になってしまいました、これはどういった理由からでしょうか。

○齊藤総務部契約課長 元請と下請との平均賃金での比較ですが、元請全体の平均賃金が1万4千216円、下請全体の平均賃金は1万4千431円となっており、下請全体のほうが、平均賃金が高い状況となっております。これは、いわゆる下請たたきなどと呼ばれる、下請代金を低く抑えているといった状況になっていないと読み取ることができると考えております。また、業種ごとの比較ですが、昨年度と対象工事が違うことから、分析等はなかなか難しいところですが、先ほど申したとおり、元請と下請で、賃金に差がないことから、今回は、普通作業員の1種類で元請の平均賃金が高かったことになったと考えているところでございます。

○石川委員 通常でしたら、元請のほうが下請よりも賃金が高いのではないかなというふうに思われるわけなんですけれども、今説明にありましたように、元請と下請の賃金が変わらないですとか、あるいは逆に下請のほうが賃金が高いのが現状だということですね。決して、下請たたきはやっていないという説明でした。

そういった現状も踏まえまして、事業者の聞き取り調査、この資料の23ページ以降になると思いますけれども、ここを読ませていただくと、作業員にやめられる可能性があることから、作業員を自社へと引きとめておくため賃金を上げたですとか、受注金額が少ないため、賃金を上げることができない一方で、今の作業員を守るため、賃金を下げることができない、労働力が不足しており、ハローワーク、情報誌、新聞広告等へ掲載するが、問合せがない、コロナの影響として、原材料の高騰がある。ハウスメーカーによる新築工事が、コロナ禍前と比較して減っているといったような大変切実な声が寄せられているわけなんです、こういった意見に対してどのように受け止めるかを述べていただきたいと思います。

○齊藤総務部契約課長 今回の聞き取り調査におきまして、事業者の人材不足や原料高騰などの切実な意見を聞くことができ、大変な状況であると受け止めたところです。

そういった状況に対しまして、市の公共工事により、全て解消できるものではありませんが、積算においては最新の単価や積算基準を採用し、また、契約後においては、スライド条項の適用により、物価の高騰に対応するなどして、少しでも状況が好転するように対応したいと考えております。

○石川委員 確かに、インフレスライドによる補正予算というのは、昨年も毎議会のように提案されてきたかなというふうに思っております。事業者もコロナ禍というだけでなく、ウクライナ情

勢による資材の高騰などもありまして、労働賃金単価を前年度比65.9円増額しましたけれども、それでもまだなお、設計労務単価との割合は減少するばかりですよね。この資料の5ページの下表にもありますけれども、この設計労務単価との割合が、令和元年度は71.22%だったのが、2年度は70.74%、3年度70.36%、そして令和4年度は68.83%と、7割を切ってしまったわけですよね。

さらに、この20ページの表ですね、設計労務単価との比較、この表を見ますと、先ほどの報告の中にもありましたけれども、設計労務単価の9割近い職種もあれば、4割台、そういった職種もあるわけなんですよ。私は野田市のように、設計労務単価の85%を目指すべきではないかなというふうに思いますが、このように7割を切ってしまったという、こういった状況をどのように受け止めますか。

○齊藤総務部契約課長 事業者にとって、コロナ禍の継続、ウクライナ情勢による資材等の高騰など厳しい状況が続く中、労働者賃金を引き上げたことは大変な努力により行われたことと認識しております。

設計労務単価につきましては、工事の積算の基準となるほか、労働者賃金の指標にもなり得るものと考えております。この労働者賃金との差というのが拡大しておりますが、この差につきまして、適正な設計金額やスライド条項による変更契約、余裕期間制度による適切な工期設定、週休2日制度の拡大など、労働条件改善及び最低制限価格の適切な運用などのダンピング対策などの施策を通じ、労働者賃金を引き上げられる一助となるように努めてまいります。

○石川委員 事業者は賃上げだけでなく、労働条件の改善にも取り組んでいく、そういった答弁だったと思うんですけども、ここ数年間、この調査を続けてきましたよね。私はそのこと自体は評価しようと思っているんですけども、今後は、この調査についてはどうするつもりなのか、そういったことも含めて、総務監に総括的な見解をお伺いしたいと思います。

○川邊総務部総務監 今、石川委員から、今後の考え方と、それから総括的な見解ということをお伺いということでございました。前回調査では、労働者賃金の推移を見ると、新型コロナウイルスの感染拡大が大きく影響したと思われるような結果が出てきていたため、改めて、今年度、4回目の調査を行うこととしたところでございます。

また、今回の調査、本日、この委員会で報告いたしておりますけれども、去る1月20日に附属機関であります契約審査委員会にも報告をいたしました。その際に、委員会からの評価、今後についての考え方なども伺っております。委員会のほうからは、社会経済情勢の急激な変化の中にあっても、地元企業の一定の努力、賃上げ、こうしたものが確認できた。それから、賃金単価のみならず、週休2日制や法定外労災保険の加入など、労働環境の改善も確認ができた。これらの結果は公契約条例に基づく市の様々な取組も一助となったというふうに思われる。今後は2～3年程度の間隔で対応を判断するのが望ましいのではないかと、こういった見方、考え方が示されたところでございまして、我々も、おおむね、公契約条例に基づく、これまでの市の取組に対して、肯定的な意見をいただいたものと捉えているところであります。

我々としては、こうした意見も踏まえながら、まず今回、条例附則に基づく労働者賃金等の実態調査、これについては一旦区切りをつけて、今回で終了をしたいと考えております。ただ、私自身も、審査委員会の議論を聞いておりましたけれども、中には公的機関が調査をしていること自体、

これを企業が認識することで、効果があるんだと、こういった意見、あるいは、昨今の物価上昇に照らした労働者賃金の実質的な上昇率、実質上昇率はどうなんだろうかと、こういった意見もございました。

また、先ほど来、課長の答弁でもございましたとおり、新型コロナに加えて、ウクライナ情勢による社会経済への影響、あるいは今後の設計単価の動向などもございまして、この後も、企業経営や市民生活を取り巻く環境変化というものが、変化し続けるということが見込まれるところでございます。

こうしたことから、現時点では3年程度の期間を置いて、今後のこの調査の実施について検討をしたいと考えてございます。それまでの間については引き続き、公契約条例に基づく、先ほど課長も申しましたが、スライド条項の適用ですとか、あるいは企業、業界への啓発活動ですとか、様々な取組を継続しながら、労働者賃金と労働環境の改善に向けて努めてまいりたいと、このように考えております。

○石川委員 確かに、調査を始めた当初は労災保険に加入しているかといったような項目もあったと思うんですよ。それが、全ての事業者が加入したということで、この項目を外したというふうに記憶しています。労働環境も改善されてきたということだと思うんですよ。さらには、事業者からの聞き取りっていう、現場の声を直接聞くっていう、そういうことも有効であったというふうに思っております。厚労省の毎月勤労統計調査の22年の速報値を見ますと、建設業の月当たりの現金給与の総額は前年比4%増で、過去10年で見ても最大の上方向幅になったというふうに報道されております。今、旭川市労働者賃金等の実態調査も一旦はここで区切って、3年ほど間隔を空けて、また調査するといった答弁があったんですけども、3年後はぜひこの設計労務単価の割合が増えているということを期待しまして、質疑を終わらせていただきます。

○もんま委員長 他に御発言等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ以上で、予定した議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会とさせていただきます。

散会 午前10時36分